



ISQM 1、ISQM 2、ISA220（改訂）の概要 及び現行の実務指針との比較

2021年2月4日
日本公認会計士協会



ISQM 1、ISQM 2、ISA220（改訂）の概要

品質マネジメント・アプローチの導入

導入の背景

- 監査事務所の品質管理システムにおける厳格性の向上が必要
- 監査事務所の規模や複雑性にかかわらず、基準が全ての監査事務所に適合することが必要

認識

- ISQC1等の適用モニタリング
- 継続的なアウトリーチ活動
- 規制当局の検査報告 等

品質マネジメント・アプローチの導入

- 監査事務所のリーダーシップによる積極的な品質マネジメントを強調し、かつ、基準の適用の柔軟性を確保するため、新しいアプローチ（品質マネジメント・アプローチ）を採用する。
- 高品質の業務を一貫して実施することにより、公共の利益に貢献するという監査事務所の役割を認識し、強調する文化を通じて、品質へのコミットメントを示す。
- 各監査事務所の状況や実施する業務の内容に応じて、適合した品質マネジメント・システムを整備・運用する。

新設又は改訂された基準

ISQM 1 監査事務所における 品質マネジメント

- 監査事務所に対して、高品質の業務を一貫して実施するために、8つの構成要素で構成される品質マネジメント・システムをデザイン・適用し、運用することを求める。

ISQM 2 審査

- 審査担当者の選任や適格性及び審査の実施に関する規定を定める。
- 審査対象業務の範囲に関しては、ISQM1に基づき監査事務所が方針及び手続を定める。

ISA220（改訂） 監査業務における 品質マネジメント

- 監査業務レベルの品質マネジメントにおける監査人の責任及び関連する監査責任者の責任に関する規定を定める。
- 監査チームの範囲の拡大

ISQM 1の全体像

ISQM1の構成

品質マネジメント・システム
監査事務所のリスク評価プロセス
ガバナンスとリーダーシップ
職業倫理規程
契約の新規の締結及び更新
業務の実施
リソース
情報及びコミュニケーション
(特定の対応)
監視及び改善
ネットワーク
品質マネジメント・システムの評価
文書化



品質マネジメント・システムの構成要素

- 品質マネジメント・システムは、8個の構成要素からなる
 - ✓ 「監査事務所のリスク評価プロセス」を適用することにより品質目標を設定し、品質リスクを識別・評価し、対応をデザイン・適用する。
 - ✓ 「監視及び改善」により、業務の品質と品質マネジメント・システムの積極的かつ継続的な改善を促進する。

- 品質マネジメント・システムの構成要素に関連する規定のほか、品質マネジメント・システムにおける役割と責任、ネットワーク、品質マネジメント・システムの評価、文書化等が定められている。

監査事務所のリスク評価プロセス

リスクに基づくアプローチ

品質目標の設定

- 品質目標とは、品質マネジメントシステムの構成要素に関連して、監査事務所によって達成されるべき望ましい結果をいう。
- 各構成要素について、全ての監査事務所に設定が求められる品質目標を規定している。
- 監査事務所は、必要と認める場合、追加の品質目標を設定する。

品質リスクの識別と評価

- 品質リスクとは、発生する可能性、及び、個別に又は他の品質リスクと合わせて品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性が、いずれも合理的にあり得るリスクをいう。
- 品質リスクへの対応をデザイン及び適用する基礎とするために、品質リスクを識別し評価する。
- 品質目標に悪影響を及ぼすような状況、事象、環境又は行動の有無を理解し、それらがどの様に品質目標の達成に悪影響を及ぼすか及びその程度を考慮する。

対応のデザインと適用

- 対応とは1つ又は複数の品質リスクに対処するために、監査事務所によりデザイン及び適用される方針及び手続をいう。
- 監査事務所は、識別・評価した品質リスクへの対応をデザインし、適用する。
- これに加えて、全ての監査事務所に求められる対応を規定している。

追加・修正

- 各監査事務所の状態や実施する業務の内容の変化
- 監視及び改善プロセスの結果

ガバナンスとリーダーシップ/リソース/情報とコミュニケーション

より堅固なガバナンスとリーダーシップ、リソースの範囲の拡大、情報とコミュニケーションの改善

ガバナンスと リーダーシップ

- 監査事務所は、以下を認識し強化する風土を通じて、品質に対するコミットメントを示す。
 - 高品質な業務を一貫して実施することにより公共の利益に貢献するという、監査事務所の役割
 - 監査事務所の意思決定及び行動における品質の重要性

リソース

- 品質マネジメント・システムの運用と業務の実施において必要な3つのカテゴリーのリソース（資源）を対象とする。
人的資源 / テクノロジー資源 / 知的資源
- サービスプロバイダーから提供されるリソースも取り扱う。
- 適切なリソースの取得、開発、利用、維持及び配分に関する品質目標を定める。

情報とコミュニケー ション

- 監査事務所内及び監査チームとの継続的な情報交換の重要性を強調する。
- 外部の利害関係者とのコミュニケーションに関する規定を定める。

監視及び改善

監視活動

- 監査事務所は品質マネジメント・システムの全体を監視する。
- 完了した業務の定期的な検証の対象となる業務と業務執行責任者の選定に際して、品質リスクや監査事務所が実施する他の監視活動等を考慮することを要求している。

発見事項の評価と不備の識別

- 発見事項の評価、不備の識別及び不備の重大性・広範性の評価に関する規定を設けている。
- 監査事務所は、不備の根本原因を分析することが求められる。

識別した不備への対応

- 監査事務所は、不備の根本原因を考慮して、適切な是正措置のデザインと適用が求められる。
- リーダーシップは、是正措置が有効であることを判断することが求められる。

その他の主な変更点

品質マネジメント・システムの評価

- 監査事務所の品質マネジメント・システムに関する最終的な責任と説明責任を負う者は、少なくとも年に一度、特定の基準日時点において、品質マネジメント・システムを評価する。

ネットワーク

- 監査事務所自身の品質マネジメント・システムに対する責任を強調する。
- 監査事務所は、ネットワークが設定する要求事項や提供されるサービス、品質マネジメント・システムへの影響を理解する。
- 監査事務所は、ネットワークに所属する監査事務所に横断的に実施される監視活動を理解する。

審査(ISQM2)

審査に関する独立した基準

- 審査担当者の適格性要件の強化（クーリングオフ期間 等）
- 審査の実施と文書化に関する審査担当者の責任の拡大
- 外部の適格な審査担当者や審査の補助者の利用が可能
- 該当する場合、審査の補助者に対する指示・監督及び査閲に対する審査担当者の責任

審査対象の業務範囲（ISQM1）

上場会社の
財務諸表監査

法令等により審査が
要求される業務

監査事務所が品質リス
クへの対応として審査が
適切と判断する業務

審査担当者の適格性／審査の実施

審査担当者の適格性



業務執行責任者が関与していた業務の審査担当者になるまでに、2年間又は職業倫理規程が求める場合はより長い期間のクーリングオフ期間を設ける。

審査の実施



計画

実施

報告

重要な判断と重要な事項に
焦点を当てる。

審査担当者は、ISQM2の要求事項を満たしているかどうか判断するために、立ち止まって考える（stand-back）ことが求められる。

審査担当者から審査の終了の通知を受けるまでは、報告書に日付を付さない。

業務レベルの品質マネジメント(ISA220(改訂))

監査の過程を通じた監査責任者の十分かつ適切な関与

監査業務レベルの品質
のマネジメントと達成に対す
る監査責任者の責任

業務の状況に応じた指示、
監督及び査閲の内容、時期
及び範囲の決定に関する監
査責任者の責任

全体的な責任を果たす上で、
監査責任者の関与が十分
かつ適切であったことの判断
(stand-back)

監査業務における監査責任者の全体的な責任

- 監査事務所の風土や監査チームのメンバーに期待される行動を強調する監査環境の醸成
- 契約の新規の締結及び更新の過程で入手した情報に関する、監査計画及び監査の実施時の考慮
- 職業倫理規程の理解と、監査チームのメンバーによる職業倫理規程と監査事務所の方針及び手続に関する認識
- 十分かつ適切なリソースが確保され、適時に利用可能であることの判断
- 監査事務所から伝達を受けた監視及び改善プロセスの情報の理解と、監査業務との関連性・影響の判断並びに適切な措置の実施

監査チームの定義の改訂

現行ISA220

- 監査チームのメンバーは、監査事務所又はネットワーク・ファームに所属する者と定義



ISA220 (改訂)

- 当該監査業務において監査手続を実施した者（外部専門家・直接支援を提供する内部監査人を除く）と定義。従って、例えば、以下の者も監査チームに含まれる。

ネットワーク外の
構成単位の監査人

サービス・デリバリー
・センターで監査手続
を実施する者

適用時期

ISQM 1 について

- 1 ISQMに準拠した品質マネジメントシステムは、2022年12月15日までにデザイン及び適用する。
ただし、品質マネジメントシステムの評価は、2022年12月15日から1年以内に行う。

ISQM 2 について

- 2 財務諸表の監査及びレビューに対しては、2022年12月15日以後開始事業年度から適用する。
その他の保証業務及び関連サービス業務に対しては、2022年12月15日以後開始する業務から適用する。

ISA220（改訂）について

- 3 2022年12月15日以後開始事業年度の財務諸表の監査から適用する。

現行の実務指針との比較

現行の協会実務指針との主要な相違点

ISQM1等と日本公認会計士協会の現行実務指針（品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（品基報）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」）との主な相違点は、品質マネジメント・アプローチの新たな導入のほか、以下のとおりである。

項目	現行実務指針	ISQM1等
構成要素	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理に関する責任 職業倫理及び独立性 契約の新規の締結及び更新 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任 業務の実施 品質管理のシステムの監視 <p>なお、上記に加え、日本独自の規定として、「監査事務所の引継」及び「共同監査」を含む。</p>	<p>左記に加えて、以下の構成要素を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査事務所のリスク評価プロセス 情報とコミュニケーション <p>また、専門要員の採用等の構成要素に関して、テクノロジー資源、知的資源及びサービスプロバイダーが提供する資源を新たに追加</p> <p>なお、「監査事務所の引継」及び「共同監査」に関する規定はない。</p>
不正リスク対応基準への対応	<p>関連する要求事項・適用指針を追加（日本独自の規定）</p>	—
適用の柔軟性（Scalability）	<p>「小規模な監査事務所に特有の考慮事項」を独立のセクションで記載</p>	<p>独立のセクションではなく、関連する適用指針として、「複雑でない監査事務所」及び「複雑な監査事務所」における適用例を記載</p>
外部とのコミュニケーションの方針及び手続	<p>品基報に規定はないが、監基報260に基づき、大会社等又は会社法監査において、品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に伝達</p>	<p>上場会社の財務諸表監査における監査役等とのコミュニケーション及び外部の利害関係者とのコミュニケーションに関する方針及び手続</p>

現行の協会実務指針との主要な相違点

項目	現行実務指針	ISQM1等
審査対象業務の範囲	原則すべての監査。但し、幼稚園及び小規模任意監査を除く（一部例外あり）（監査基準）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社の財務諸表監査 ・ 法令等により審査が要求される業務 ・ 監査事務所が品質リスクへの対応として審査が適切であると判断する業務
審査担当者の適格性	審査担当者が審査の実施のための適性及び能力と適切な権限を有することを要求	左記に加え、十分な時間を有すること等を要求
クーリングオフ期間	—	業務執行責任者が審査担当者になるまでに、2年間又は関連する職業倫理規程が求める場合はより長い期間のクーリングオフ期間を定めることを要求
審査の補助者	—	補助者の適格性、審査担当者による補助者への指示、監督及び査閲等
審査を実施しない場合の手続	監査責任者が意見表明前に実施し文書化した自己点検を例示	特別な専門技能を有する専門要員による、特別な検討を必要とするリスクに関する業務チームの手続のレビュー又は特定の重要な判断のレビューを例示
合議制の審査	適用指針において留意事項を規定（日本独自の規定）	—

現行の協会実務指針との主要な相違点

項目	現行実務指針	ISQM1等
完了した業務の定期的な検証	業務執行責任者ごとに、少なくとも一定期間ごと（例えば3年）に一つの業務を対象	品質リスクや監査事務所が実施する他の監視活動等を考慮し、柔軟に選定（例えば、財務諸表監査は3年、監査以外の業務は5年とし、状況に応じて年数を増減）
識別した不備の根本原因分析	－	識別した不備の重大性と広範性を評価する際に、不備の根本原因分析を実施
品質マネジメント・システムの評価	－ （なお、少なくとも年に一度、品質管理のシステムの監視の結果を監査事務所内の適切な者に伝達しなければならぬとされている）	品質マネジメント・システムに関する最終的な責任と説明責任を負う者は、少なくとも年に一度、特定の基準日時点において、監査事務所の品質マネジメント・システムを評価
ネットワーク	－	監査事務所は、ネットワークが設定する要求事項や提供されるサービス、品質マネジメント・システムへの影響を理解
監査責任者の責任の強化	監査責任者は、品質管理システムに準拠し、監査業務の全体的な品質に責任を負うことを要求	左記に加えて、監査の過程を通じて十分かつ適切に関与することの重要性を強調 監査報告書日の前に、監査品質に関する全体的な責任を果たしたか判断（スライド11参照）
監査チームの定義	監査事務所又はネットワーク・ファームに所属する者	監査業務に関する監査手続を実施した者（外部の専門家・直接支援を提供する内部監査人を除く）。（例えば、ネットワーク外の構成単位の監査人、サービスデリバリーセンターで監査手続を実施する者を含む）（スライド12参照）
パブリック・セクターの考慮事項	－	適用指針において記載（ISQC1と同様）

具体的な規定の相違(例示)

監査に関する品質管理基準	現行の協会実務指針（品基報）	ISQM1（仮訳）
<p>監査契約の新規の締結及び更新</p> <p>1 監査事務所は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定め、監査事務所の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、並びに、監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しなければならない。</p>	<p>契約の新規の締結及び更新</p> <p>25 監査事務所は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を定めなければならない。この方針及び手続は、以下の全てを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行うことを合理的に確保できるように定めなければならない。</p> <p>(1) 監査事務所が、時間及び人的資源を含め、業務を実施するための適性及び能力を有していること。</p> <p>(2) 監査事務所が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること。</p> <p>(3) 監査事務所が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。</p> <p>26 前項の方針及び手続には、以下の事項を含めなければならない。</p> <p>(1) 監査事務所が、新規の関与先と契約の締結を行う場合、既存の関与先と既存の契約を更新するかどうかを判断する場合、及び既存の関与先と新規の契約の締結を検討する場合、それぞれの状況において必要と考えられる情報を入手しなければならないこと。</p> <p>(2) 新規又は既存の関与先から新規の契約を締結する際に利益相反の可能性が識別された場合、監査事務所が当該契約を締結することが適切であるかどうかを判断しなければならないこと。</p> <p>(3) 問題点が識別されたにもかかわらず、監査事務所が関与先と契約の新規の締結又は更新を行う場合、監査事務所がその問題点をどのように解決したかを文書化しなければならないこと。</p>	<p>契約の新規の締結及び更新</p> <p>30 監査事務所は、契約の新規の締結及び更新に対処する以下の品質目標を設定しなければならない：</p> <p>(1) 契約の新規の締結又は更新を行うかどうかについての監査事務所による判断は、以下に基づいて適切である：</p> <p>① その判断を支えるのに十分な、業務の性質及び状況、並びに依頼人(経営者及び適切な場合には監査役等を含む)の誠実性及び倫理的価値に関する情報</p> <p>② 職業的専門家としての基準及び適用される法令に従って、業務を実施する監査事務所の能力。</p> <p>(2) 監査事務所の財務上及び業務上の優先順位は、契約の新規の締結及び更新についての不適切な判断につながらない。</p>

現行の品質管理基準及び協会実務指針は、監査事務所に対し、各品質管理の構成要素等に係る方針及び手続を定め、その遵守を確かめることを求めている。一方、ISQM1においては、監査事務所のリスク評価プロセスの中で、全ての監査事務所において設定が求められる品質目標を定めており、その達成に影響を及ぼす品質リスクの識別・評価とリスクへの対応は、各監査事務所の状況や実施する業務の内容を考慮して設定される。（適用の柔軟性の考慮）

基準適用上の検討課題

基準適用上の検討課題

品質マネジメント・システムの導入

- 品質マネジメントという趣旨は、監査法人のガバナンスコードと通ずるところがある（採用表明法人17 令和元年7月現在）。
- ISQM国際基準の適用は、要求事項の遵守のため、導入準備に相当程度の時間を要することが想定される。
- 中小監査事務所への適用の実効性確保のために、実務上の課題を検討する必要がある（アウトリーチの実施）。

基準の適用時期

- 大手監査法人は、海外のネットワーク・ファームの適用時期と合わせて導入することが想定される。（国際基準に合わせる）（早期適用時期）
- 中小監査事務所は、導入に十分な時間が必要と想定される。（強制適用時期への考慮）

審査の基準

- 品質管理基準とは別に、ISQM2に対応する審査の基準を設定するか。

基準適用上の検討課題

審査の対象範囲

- 審査の対象となる業務の範囲の見直しを行うか。（監査基準）

監査基準	<p>（原則すべての監査）・・・意見表明に関する審査を受けなければならない。</p> <p>・・・品質管理の方針及び手続において、意見が適切に形成されていることを確認できる他の方法が定められている場合には、この限りではない。</p>
品基報第1号	<p>原則すべての監査。但し、幼稚園の監査又は任意監査のうち財務諸表の社会的影響が小さく、かつ利用者が限定されている場合を除く。（監査責任者による自己点検等を方針及び手続として定める）</p>
ISQM 1	<ul style="list-style-type: none">・ 上場会社の財務諸表監査・ 法令等で審査が要求されている監査又はその他の業務・ 監査事務所が、一つ以上の品質リスクに対処するための適切な対応として審査を決定した監査又はその他の業務



Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士